

※この特約は、平成 26 年 3 月末日までに行う住宅リフォーム工事請負契約約款の特約としてご利用下さい。

住宅リフォーム工事請負契約に係る特約条項

(引渡日の変更に伴う請負工事金額に係る消費税額の扱い)

- 第 1 条 引渡日の変更により消費税の適用税率が変更となった場合は、請負者は、変更後の消費税率に基づく消費税額を請求するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、請負者の責に帰する事由により引渡日が延期し、消費税の適用税率が変更となった場合は、その変更により生じた差額は請負者が負担するものとする。
- 3 第 1 項の規定に関わらず、注文者または請負者のいずれにもその責を帰することのできない事由により引渡日が延期し、消費税率の適用税率が変更となった場合は、その変更により生じた差額の負担は注文者と請負者が協議してこれを定める。